

令和4年第7回加賀市農業委員会定例総会

令和4年7月25日(月)

開会（午後1時30分）	
事務局（宮下）	<p>ご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。令和4年第7回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員14名のうち13名の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13名のうち10名の出席を頂いております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、14日に中池委員、平田委員、事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長（中村会長）	<p>皆さん、こんにちは。梅雨が早く開けたと思いましたが、再び梅雨のような状態になり、農作物にはあまり良くないです。新型コロナは収束に向かうと思われましたが、ここへ来て再び増えています。軽症者がほとんどのようです。政府は規制をしないようで、経済優先になっています。皆さんそれぞれ、十分に気を付けてください。</p> <p>それでは、令和4年第7回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p>
議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>9番西栄委員、10番加納委員を指名します。</p>

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（中村会長）

それでは、議案の審議を行います。議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

事務局（田町）

議案第27号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。議案書は1ページから2ページです。資料1の位置図は1ページ、資料2の調査書は1ページです。併せてご覧ください。案件は1件です。

議案第27号 [] から農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。

整理番号1番ですが [] の譲受人が町内の農地の贈与を受けるものです。譲受人の農地取得後の合計経営面積は77aです。譲渡人は [] に居住していましたが、現在は [] に居住して [] しており、相続した農地の一部を譲受人に贈与するものです。譲渡人と譲受人はかつて近所であったことや、農地の面積が小さく場所も悪く価値のないものであることから、贈与とするものです。譲受人は申請農地で栗の木を植樹し栽培する計画となっています。

以上、この案件は資料2の1ページの調査書の通り、農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長（中村会長）

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。
(意見、質問なし)

議長（中村会長）

ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。
議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。

議長（中村会長）	<p>（挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
議案第 28号 農用地利用集積計画（案）の決定について	
議長（中村会長）	<p>それでは、議案第 28 号農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明してください。</p>
事務局（中島）	<p>はい、議案書の 3 ページから 4 ページです。加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。</p> <p>今月の申請は、利用権の新規が 3 件と再設定が 1 件で合計 4 件となり、面積合計が 16,850 m²の集積計画案です。整理番号 2 番から 4 番は、農事組合法人による中間管理機構経由で、新規に 10 年間の契約を結ぶものです。</p> <p>以上この 4 件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項、各号要件を満たしており、適切と考えます。説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。</p>
議長（中村会長）	<p>（意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。議案第 28 号農用地利用集積計画（案）の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。</p>
議長（中村会長）	<p>（挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
議案第 29号 農地法第 4 条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	<p>それでは、議案第 29 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、</p>

中池委員	中池委員から報告をお願いします。 報告いたします。去る7月14日に、私と平田委員、事務局職員2名、計4名で現地確認調査を行いました。位置図の資料1は2ページを併せてご覧ください。 整理番号1番の転用目的は貸駐車場建設です。隣地境界に擁壁を設置して、雨水は側溝に流す計画です。周辺の農地に特段影響はないと認めました。 報告は以上です。
議長（中村会長）	それでは、事務局から説明してください。
事務局（橋本）	議案書は5ページから6ページ、資料1の位置図は2ページを併せてご覧ください。 1番は██████地内にあり、畑、2筆、面積計313㎡、転用目的は貸駐車場建設です。申請地に████████████████████ ██████████の駐車場とするため、貸駐車場を建設するものです。申請地は、農地の拡がりか10ha未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 (意見、質問なし)
議長（中村会長）	ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第29号農地法第4条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長（中村会長）	賛成多数により、適切と認めます。
議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	次に、議案第30号農地法第5条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、中池

<p>中池委員</p>	<p>委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは報告します。</p> <p>整理番号1番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>2番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界には既存の擁壁があり生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>3番の転用目的は駐車場建設です。既に埋立て済みであり、車が駐車されていました。事業者からは始末書が提出されています。雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>4番の転用目的は事務所建設です。生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共にVS側溝に流す計画です。</p> <p>5番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>以上5件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p>
<p>議長（中村会長） 事務局（橋本）</p>	<p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>議案書は、7ページから8ページ、資料1の位置図は3ページから7ページを併せてご覧ください。3番は議案書に記載されていますが、許可要件に合致していないことが判明し、申請をいったん取り下げることになりました。</p> <p>1番は■■■■■■■■■■地内にあり、田、面積333㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は県外に在住していましたが、出身が■■■■■■■■■■であり老後を地元で暮らすため、自己住宅を建設するものです。申請地は、準工業地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p>

	<p>2番は■■■■■■■■■■地内にあり、田、面積 229 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住宅が手狭になったため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>4番は■■■■■■■■■■地内にあり、畑、面積 125 m²、転用目的は事務所建設です。譲受人は■■■■■■■■■■おり、自宅の事務所が手狭になったため、隣接地である申請地を購入して新たに事務所を建設するものです。申請地は、農地の拡がり10ha未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、既存施設の面積以内の拡張であるため、許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>5番は■■■■■■■■■■地内にあり、田、面積 278 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は夫婦で県外に居住しており、閑静な場所で生活したいという希望があり、申請地の住環境が気に入ったため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、農地の拡がり10ha未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続しているため、許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>議長（中村会長） 只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>議長（中村会長） ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第30号農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手多数）</p> <p>議長（中村会長） 賛成多数により、適切と認めます。</p>
--	---

議案第31号 非農地証明願について

議長（中村会長）

次に、議案第31号非農地証明願について、事前に現地確認調査を行っていますので、中池委員から報告をお願いします。

中池委員

それでは、報告します。位置図の資料1は8ページから11ページを併せてご覧ください。

1番は住宅が建っており、農地の状態ではないと判断しました。

2番は住宅が建っており、農地の状態ではないと判断しました。

3番は現況が山林であり、農地の状態ではないと判断しました。

4番は現況が山林であり、農地の状態ではないと判断しました。

報告は以上です。

議長（中村会長）

それでは、事務局から説明してください。

事務局（橋本）

議案書は9ページから10ページ、資料1の位置図は8ページから11ページを併せてご覧ください。

1番は■■■■地内にあり、畑2筆、面積計281㎡です。この度、住宅のリフォーム工事に伴い、銀行融資を受けるため申請地の登記を調べたところ、農地であることが判明したものです。昭和49年頃に家が建築されたもので、住宅が現存しており農地の状態ではないため、非農地証明の発行もやむを得ないと考えます。

2番は■■■■地内にあり、畑3筆、面積計144㎡です。この度、申請地の相続にあたって登記を調べたところ、農地であることが判明したものです。昭和39年頃から家が建築されたもので、住宅が現存しており農地の状態ではないため、非農地証明の発行もやむを得ないと考えます。

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>3番は■■■■地内にあり、畑、面積 198 m²です。この度、申請地の売却にあたって登記を調べたところ、農地であることが判明したものです。昭和 30 年頃に耕作が困難となり、現在は森林化しており農地として復元が著しく困難な状態であるため、非農地証明の発行もやむを得ないと考えます。</p> <p>4番は■■■■及び宮町地内にあり、田 12 筆、畑 14 筆、面積計 2,814 m²です。この度、申請地の売却にあたって登記を調べたところ、農地であることが判明したものです。先代の頃から耕作が困難となり、休耕地となっていました。現在は森林化しており、農地として復元が著しく困難な状態であるため、非農地証明の発行もやむを得ないと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。議案第 31 号非農地証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
<p>報告第 12 号 農地貸借の合意解約について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（中島）</p>	<p>次に、報告第 12 号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。</p> <p>はい、議案書の 11 ページからお願いいたします。</p> <p>今月の届出はこの 1 件で、1 筆の 1,177 m²の届出です。この案件については、農地法 3 条の賃貸借により平成 16</p>

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>年 12 月 1 日から令和 6 年 11 月 30 日までの 20 年間の契約を結んでおりました。それを今回、相続の関係で貸人と借人が合意し解約することとなりました。</p> <p>以上、この 1 件については解約条件が無く、土地の引き渡しについても問題が無く適当と考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。（意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、終わります。</p>
<p>報告第 13 号 農地利用最適化活動（旧 1・1・1 運動）について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>荒谷委員</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（橋本）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、報告第 13 号農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（活動報告）</p> <p>私の方から報告します。7 月 11 日に県の常設審議委員会があり、4 条申請 2 件、5 条申請は加賀市の案件も含み 9 件、いずれも許可相当ということでした。</p> <p>前回の定例総会で質問がありました件について、回答をさせていただきます。</p> <p>4 条の許可申請で、時効取得した法人が農地所有適格法人に該当しているかという質問ですが、該当はしてありませんでした。次に、市内で法人が所有している農地の数と農地を所有している法人の数がどれだけあるかという質問についてです。農地台帳を元に集計をしましたところ、田 22 筆、畑 29 筆、面積計 10,432.33 m²、法人数は 22 社でした。説明は以上です。</p> <p>その他事務連絡については、事務局から報告してください。</p>

事務連絡	
事務局（宮下）	<p>（その他資料（資料3）当面の日程のみを説明）</p> <p>（研修会・農地パトロール出発式の説明）</p> <p>（農業委員へのお願い）</p>
議長（中村会長）	<p>ほかに何かありませんか。</p> <p>以上をもちまして、令和4年第7回加賀市農業委員会定</p>
議長（中村会長）	<p>例総会を閉会いたします。</p>
閉会（午後2時10分）	